

「福山みらい創造ビジョン（素案）」への意見募集について

福山市では、市政を総合的かつ計画的に進めるための指針として、2030年度のめざす姿やその実現のための取組の方向性を体系的に示す、次期「福山みらい創造ビジョン」（第五次福山市総合計画第3期基本計画）の策定を進めています。

この度、その素案を作成しましたので、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 公表する案

福山みらい創造ビジョン（素案）

2 公表場所

- ・福山市のホームページ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/koho-detail02/koho-202602/388428.html>



※2026年（令和8年）1月27日（募集開始日）から閲覧可能

- ・市役所本庁舎：企画政策課（5階）、市政情報室（3階）
- ・各 支 所：松永支所（松永市民サービス課）、北部支所（北部市民サービス課）、東部支所（東部市民サービス課）、神辺支所（神辺市民サービス課）、鞆支所、沼隈支所、内海支所、芦田支所、加茂支所、新市支所
- ・各分所・分室：走島分所、内浦分所、山野分所、広瀬交流館（広瀬分所）、水呑分室、熊野分室
- ・そ の 他：中部地域振興課

3 意見の募集期間

2026年（令和8年）1月27日（火）～2月25日（水）

4 意見を提出できる方

- 市内に住所を有する方
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- 市内に存する学校に在学する方
- その他本件に利害関係を有すると認められる方・団体

5 意見の提出方法

- (1) 所定の様式「意見・情報提出書」を御利用ください。
- (2) 任意の様式で提出される場合は、次の項目を明記してください。
 - ア 案件名「福山みらい創造ビジョン（素案）に対する意見について」
 - イ 住所及び名前（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の名前）
- (3) 福山市企画財政局企画政策部企画政策課宛てに、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。送付先等は、末尾に記載しています。
※郵送の場合は、2026年（令和8年）2月25日（水）消印有効
※窓口での受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

6 意見の公表等

- (1) お寄せいただいた意見の概要と意見に対する検討結果は、次の方法で公表します。
 - ア 福山市ホームページへの掲載
 - イ 福山市企画政策課（5階）、市政情報室（3階）での閲覧
- (2) 類似の意見は、集約させていただくことがあります。
- (3) お寄せいただいた意見に対して、個別の回答はしません。
- (4) 提出いただいた記載内容は、他の目的で使用することはありません。
- (5) 住所、名前など意見の提出者が特定できる情報は公表しません。
- (6) 意見募集の趣旨に沿わない中傷等は、受け付けません。

7 問合せ・意見の提出先

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電 話：084-928-1292

F A X：084-920-1070

電子メール：kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp